

# 西和賀町の 水道事業経営について

令和7年1月  
西和賀町 建設水道課

1

1年目：1億 5,583万 8,272円

2年目：3億 9,473万 9,422円

3年目：6億 1,530万 4,241円



6年目：7億 3,976万 1,570円

これは、何の金額でしょうか？

2

正解は…

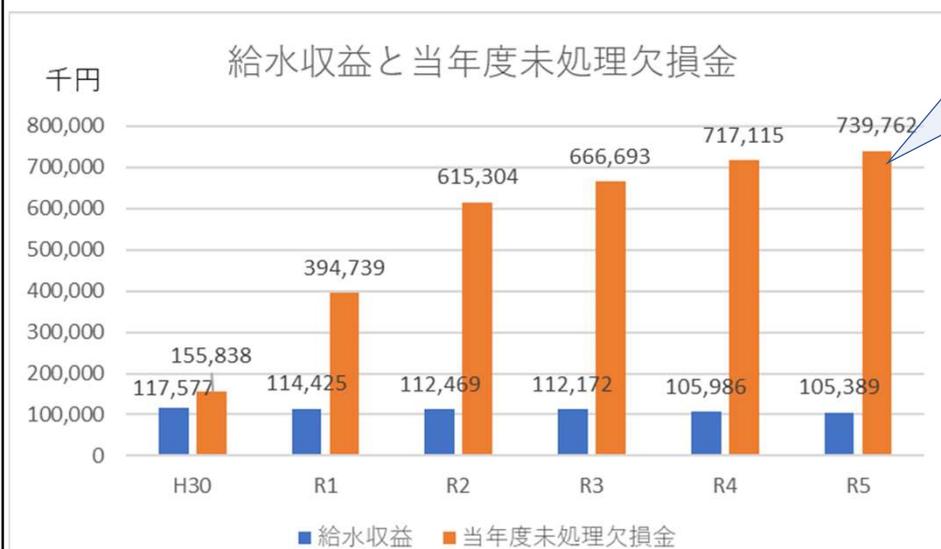
西和賀町水道事業会計（企業会計適用後）の

**当年度末処理欠損金**  
**（いわゆる累積赤字額）**

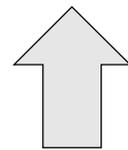
です

3

収入額（給水収益）と赤字額（当年度末処理欠損金）を比較すると…



R5年度（6年目）決算  
 では、当年度末処理欠損  
 金（累積赤字）は  
 給水収益の**約7倍**  
 になっている



市町村の会計って…赤字が  
 あっていいの？  
 赤字って倒産のことじゃないの？  
 ってことは、町の水道事業  
 は倒産するの？

4

## 地方公営企業とは…

この法律は地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下『地方公営企業』という。）に適用する。

一、水道事業（簡易水道事業を除く）（以後略）（地方公営企業法第2条）

常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。（地方公営企業法第3条）

- ➡
- 一般会計から切り離して、税金に頼らない『独立採算制』
  - 住民福祉の増進を目的にした『公共の福祉』

☆一般会計と公営企業会計の違い

⇒公営企業会計は「現金主義」の官庁会計とは異なり、「発生主義」の企業会計であることから『現金を持っているのに赤字』ということも普通にある（倒産ではありません）

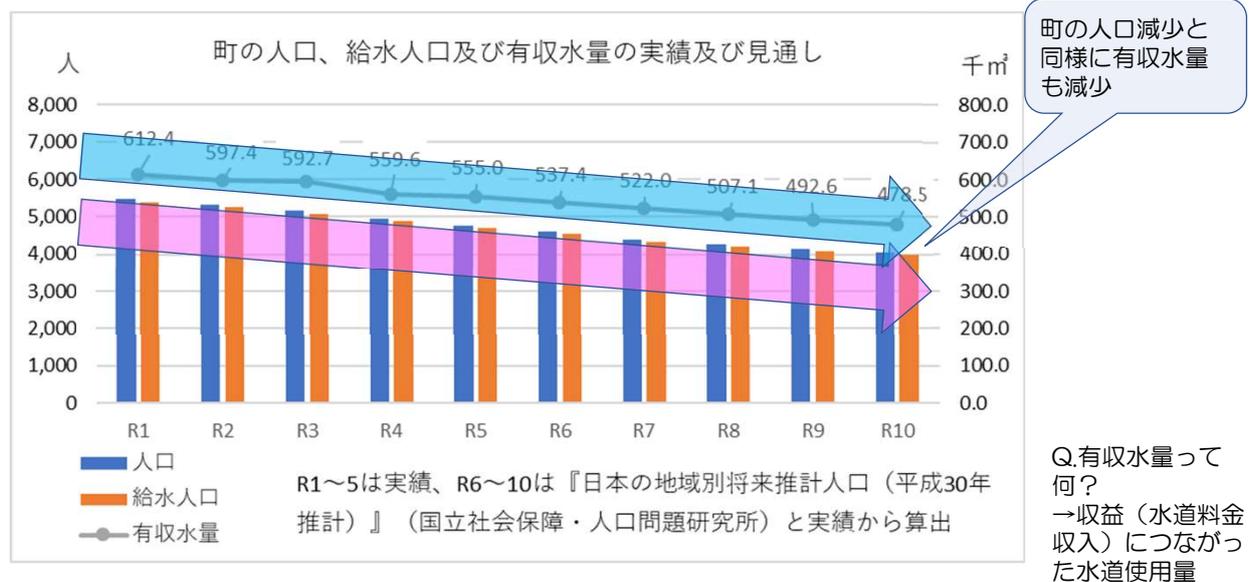
⇒なので、累積赤字のある決算になることもありえる

## 疑問

- なぜ、水道事業はこのような赤字決算が続いているのか？
- 給水収益（水道料金）以外の収入はどうなっているのか？
- 令和2年度以降は赤字額があまり増えてないが、経営状況が良くなっているのか？

5

## 1. 西和賀町における水需要の実績と今後の見通し



6

## 2. 西和賀町水道事業における事業収支の実績と今後の見通し

①令和4年度に実施した水道事業の資産調査結果を元に、設備の老朽化や耐震化等による更新を踏まえた収益的収支の見通しを見ると・・・



令和3年度からの収入増は、水道料金収入が増えたわけではなく、国の基準に沿った一般会計繰入金（高料金対策）の増が要因  
（今後、その高料金対策も年々減少する見込み）  
→**収支が改善され、経営状況が良くなっているわけではない**

一般会計繰入金を入れた状態でも損益（収支）はマイナスとなっており、今後も続く見込み  
→**収支の改善は急務！**

Q.収益的収支って何？

→事業や施設の維持管理にかかる収入（青 主に水道料金や繰入金等）と支出（黄 主に施設の修繕や保守管理、地方債の利息償還等）

7

②令和4年度に実施した水道事業の資産調査結果を元に、設備の老朽化や耐震化等による更新を踏まえた資本的収支の見通しを見ると・・・



令和6年度以降の収入と支出の増は水道施設や管路の更新に着手する計画  
→**現段階では着手していないが、水道事業の維持継続のためには施設の老朽化対策や管路の耐震化は必須！**

令和3年度以降収支の差が大きくなったのは、支出において平成30年度に借入した地方債の償還が始まった（増）が、収入の一般会計繰入金収益的収支で多く繰入できるようになった分、資本的収支で繰入できなくなった（減）  
→**町も財政難のため、一般会計から無尽蔵に繰出金を出すことは不可能**

Q.資本的収支って何？

→施設の建設や設備の更新にかかる収入（緑 主に補助金、地方債、繰入金等）と支出（橙 主に施設の建設費、備品購入費、地方債の元金償還等）

8

### 3. 西和賀町水道事業における各種経営分析指標

これまでの決算状況（過去3年分）に基づき、経営分析指標による結果は以下のとおり  
（令和5年度の平均値（全国）はまだ公表されていない）

①施設利用率(%)

| 年度  | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|-----|-------|-------|-------|
| 項目  | R3    | R4    | R5    |
| 本町  | 72.7  | 65.4  | 67.4  |
| 平均値 | 50.0  | 41.1  | #N/A  |



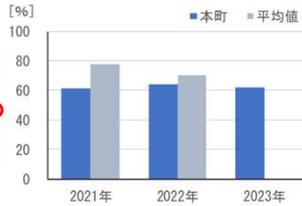
Q.施設利用率って何？

→配水池で水を配水する能力に対し、実際にどの程度配水されているかを表す指標

本町の配水池は、**配水能力に対して概ね7割程度の配水**を行っている

②有収率(%)

| 年度  | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|-----|-------|-------|-------|
| 項目  | R3    | R4    | R5    |
| 本町  | 61.1  | 64.2  | 61.8  |
| 平均値 | 77.6  | 70.4  | #N/A  |



Q.有収率って何？

→浄水場で作った水が、どの程度収益に繋がっているかを表す指標

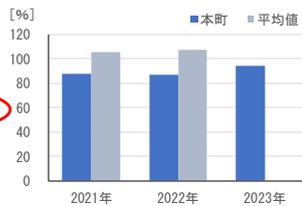
本町は、**浄水（作った水）の6割程度しか収益に繋がっておらず、4割は行方不明（地中に漏水）**のため、平均と比較して効率が悪いといえる

①と②より、配水池では能力の範囲内での配水を行っているが、**管路の老朽化等により各家庭に届く途中で漏水していることから、お金をかけて作った水の4割を捨てていることになり非常に経営効率が悪い**

9

③経常収支比率(%)

| 年度  | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|-----|-------|-------|-------|
| 項目  | R3    | R4    | R5    |
| 本町  | 87.3  | 86.9  | 94.0  |
| 平均値 | 105.8 | 106.9 | #N/A  |



Q.経常収支比率って何？

→給水収益や一般会計繰入金等の収益で、施設等の維持管理費や地方債利息の償還等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

この指標は**収支が黒字であることを示す100%以上**が望ましく、**下回る場合は経営改善が必要**

④累積欠損金比率(%)

| 年度  | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|-----|-------|-------|-------|
| 項目  | R3    | R4    | R5    |
| 本町  | 573.8 | 649.3 | 675.7 |
| 平均値 | 25.5  | 20.4  | #N/A  |



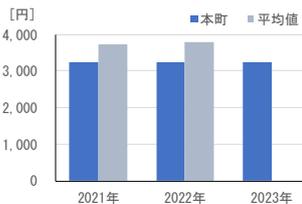
Q.累積欠損金比率って何？

→営業収益に対する累積欠損金の割合を示す指標

この指標は**累積欠損金が生じていない0%である**ことが望ましく、**0%より高い場合は経営改善が必要**

⑤1ヶ月20㎡当り料金（口径13mm）(円)

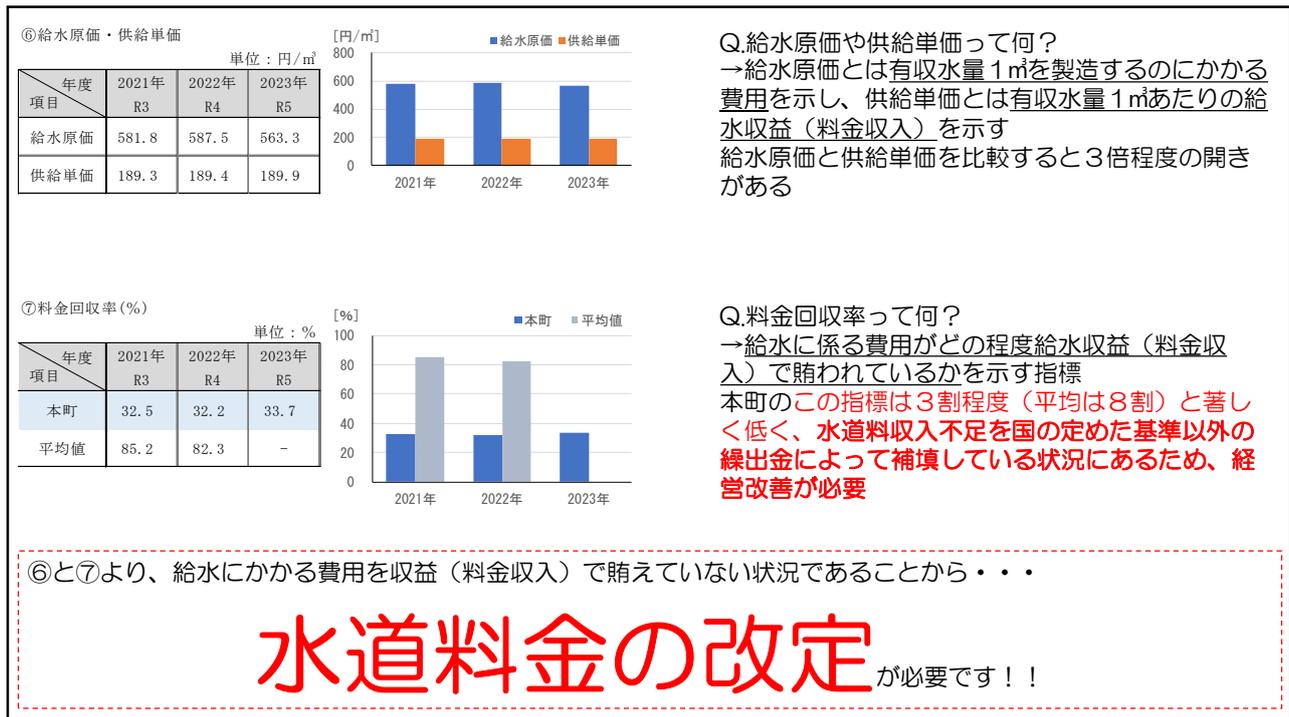
| 年度  | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|-----|-------|-------|-------|
| 項目  | R3    | R4    | R5    |
| 本町  | 3,245 | 3,245 | 3,245 |
| 平均値 | 3,742 | 3,790 | 0     |



Q.全国的に料金はどうなっているの？

→料金改定をしている市町村は年々増えており、改定率はそれぞれ異なるが**全て上がっている**また、**国では概ね3～5年毎に料金を見直す**ことが望ましいとされている

10



11

## 4. 水道料金改定の検討

令和4年度に実施した水道事業の資産調査結果を元に、現状施設を全て更新すると・・・

- ① 今後40年間の更新需要による投資費用は約**128億円**
- ② 水道料金算定において、日本水道協会が推奨する『総括原価方式』で試算すると令和6年度以降で**必要な料金改定率は200%を超える**
- ③ 西和賀町水道料金検討委員会による協議

①について

投資費用の内訳（40年間）

構造物及び設備：45億6,600万円

管 路：60億6,200万円

そ の 他：21億2,200万円

127億5,000万円 ÷ 3年 = **128億円**（3億2,000万円/年）

この一部が・・・

【参考】

水道管 1 mにつき、工事費が60,000円程度

西和賀町の水道管総延長 177.86km（導水管12.49km、送水管18.28km、配水管147.09km）

177.86km × 1,000 × 60,000円 = **106億7,160万円**

⇒ 町内の水道管を全て更新（耐震化含む）した場合のおおまかな金額

12

## ②総括原価方式



単位：千円

|                            | R6      | R7      | R8      | R9      | R10     |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 給水収益(A)                    | 103,281 | 101,216 | 99,191  | 97,207  | 95,263  |
| その他営業収益<br>(一般会計繰入金等)      | 177,598 | 176,953 | 176,620 | 169,406 | 166,018 |
| 総収益①                       | 280,879 | 278,169 | 275,811 | 266,613 | 261,281 |
| 営業費用                       | 374,801 | 381,000 | 384,598 | 387,546 | 388,265 |
| 資本費用                       | 32,600  | 32,896  | 34,244  | 34,761  | 33,718  |
| 総費用②                       | 407,401 | 413,896 | 418,842 | 422,307 | 421,983 |
| 総括原価(B)<br>(②-①)           | 229,803 | 236,943 | 242,222 | 252,901 | 255,965 |
| 給水収益不足額<br>(②-①) = (B)-(A) | 126,522 | 135,727 | 143,031 | 155,694 | 160,702 |
| 必要料金改定率<br>(B)/(A) × 100   | 223%    | 234%    | 244%    | 260%    | 269%    |

Q.総括原価方式って何？

安定した水道事業運営のためには**減価償却費等の現金支出の伴わない費用も料金収入で賄うべき**として総括原価を算定し、料金収入額（給水収益）と等しくなるように料金を設定する方法

水道料金以外の収入として一般会計からの繰入金が大きい、施設の維持更新のため料金改定しても現在と同程度の一般会計繰入金が必要

現状の施設を全て維持し、安定した水道事業を運営するためには**200%を超える料金改定（改定料金＝現行料金の2倍以上）**が必要

→今後、水道施設のダウンサイジングや再構築をする一方で、施設や管路の耐震化を検討しつつ、町の規模に適した施設の維持更新を実施

13

## ③西和賀町水道料金検討委員会

## ・開催状況

- 【第1回】令和5年 3月29日（水）(1)委員長及び副委員長の選出 (2)水道事業に関する説明
- 【第2回】令和5年 8月 9日（水）(1)水道事業の現状（R4決算） (2)事業の見通しとスケジュール
- 【第3回】令和6年 6月27日（木）(1)水道事業の現状（R5決算） (2)料金改定の方向性とスケジュール
- 【第4回】令和6年 8月29日（木）(1)料金算定シミュレーションの比較検討 (2)水道施設視察
- 【第5回】令和6年10月16日（水）(1)料金体系案の確認・決定 (2)町に提出する提言書の内容協議

令和6年11月15日  
提言書受領

## ☆提言の主な内容

- ・料金体系を現在の用途別から口径別に変更
- ・今後は基本水量を無くす方針とし、今回は段階的に基本水量を10m<sup>3</sup>から5m<sup>3</sup>に変更  
⇒将来基本水量を無くしても、メーターや配水管維持等の固定経費等相当分の金額を基本料金とする予定
- ・総括原価等の試算では200%を超える大幅な料金改定が必要とされたが、委員会での意見や他市町村の料金改定状況を勘案し、平均改定率を27%（改定料金＝現行料金の平均**1.27倍**）とする  
⇒現在の使用用途により改定前後での水道料金増減額は異なるが、今後は口径毎に使用量に応じて料金が統一
- ・人口減少及び節水機器普及による料金収入減少及び一般会計からの基準外繰入の増大が想定されることから、経営状況や料金のあり方について、概ね4年毎に料金の見直しを行う

14

• 水道料金表

【現行】

| 用途  | 水量   | 料金 (消費税抜き)           | 料金 (消費税込み) | メーター使用料 | 口径     | 料金 (消費税抜き) | 料金 (消費税込み) |        |        |
|-----|------|----------------------|------------|---------|--------|------------|------------|--------|--------|
| 家庭用 | 基本料金 | 10m <sup>3</sup> まで  | 1,400円     |         | 1,540円 | メーター使用料    | 13mm       | 150円   | 165円   |
|     | 超過料金 | 1m <sup>3</sup> 増す毎に | 140円       |         | 154円   |            | 20mm       | 250円   | 275円   |
| 団体会 | 基本料金 | 10m <sup>3</sup> まで  | 2,000円     |         | 2,200円 |            | 25mm       | 300円   | 330円   |
|     | 超過料金 | 1m <sup>3</sup> 増す毎に | 200円       |         | 220円   |            | 30mm       | 400円   | 440円   |
| 営業用 | 基本料金 | 20m <sup>3</sup> まで  | 3,800円     |         | 4,180円 |            | 40mm       | 450円   | 495円   |
|     | 超過料金 | 1m <sup>3</sup> 増す毎に | 180円       |         | 198円   |            | 50mm       | 1,100円 | 1,210円 |
| 臨時用 | 料金   | 1m <sup>3</sup> 毎に   | 400円       |         | 440円   |            | 75mm       | 2,200円 | 2,420円 |

【改定案】

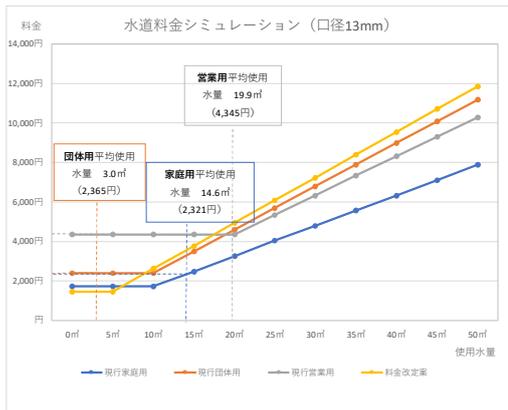
| 区分  | 料金体系  | 口径等  | 基本水量                 | 料金 (消費税抜き) | 料金 (消費税込み) |
|-----|-------|------|----------------------|------------|------------|
| 一般用 | ※基本料金 | 13mm | 5m <sup>3</sup> まで   | 1,320円     | 1,452円     |
|     |       | 20mm |                      | 1,560円     | 1,716円     |
|     |       | 25mm |                      | 2,210円     | 2,431円     |
|     |       | 30mm |                      | 2,380円     | 2,618円     |
|     |       | 40mm |                      | 3,290円     | 3,619円     |
|     |       | 50mm |                      | 4,560円     | 5,016円     |
|     |       | 75mm |                      | 9,270円     | 10,197円    |
|     | 従量料金  |      | 1m <sup>3</sup> 増す毎に | 210円       | 231円       |
| 臨時用 | 料金    |      | 1m <sup>3</sup> 毎に   | 510円       | 561円       |

※メーター使用料は基本料金に含まれる

町の方針

- 水道料金表を左の改定案のとおり
- 水道料金は、**4年に一度見直す**
- 料金改定時期は**令和7年7月分(6月使用、7月検針分)から適用する**

• 料金改定シミュレーション



例1 夫婦、子供1人の一般家庭 (20m<sup>3</sup>/月 家庭用) の場合

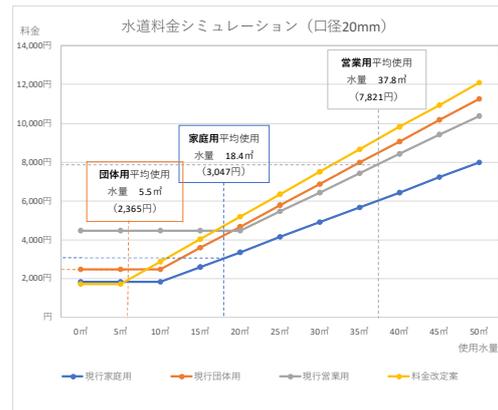
現在: 1,540円 (基本料金) + 154円 × (20 - 10) m<sup>3</sup> + 165円 (メーター使用料) = 3,245円

改定後: 1,452円 (基本料金) + 231円 × (20 - 5) m<sup>3</sup> = 4,917円 (1,672円↑)

例2 独居の一般家庭 (5m<sup>3</sup>/月 家庭用) の場合

現在: 1,540円 (基本料金) + 154円 × (5 - 10) m<sup>3</sup> + 165円 (メーター使用料) = 1,705円

改定後: 1,452円 (基本料金) + 231円 × (5 - 5) m<sup>3</sup> = 1,452円 (253円↓)



例1 三世代 (5~6人) の一般家庭 (30m<sup>3</sup>/月 家庭用) の場合

現在: 1,540円 (基本料金) + 154円 × (30 - 10) m<sup>3</sup> + 275円 (メーター使用料) = 4,895円

改定後: 1,716円 (基本料金) + 231円 × (30 - 5) m<sup>3</sup> = 7,491円 (2,596円↑)

例2 飲食店経営 (40m<sup>3</sup>/月 営業用) の場合

現在: 4,180円 (基本料金) + 198円 × (40 - 20) m<sup>3</sup> + 275円 (メーター使用料) = 8,415円

改定後: 1,716円 (基本料金) + 231円 × (40 - 5) m<sup>3</sup> = 9,801円 (1,386円↑)

県内市町村及び企業団の水道料金一覧  
口径：13mm

R6.4.1現在

| No | 事業体名      | 区分  | 基本水量 | 10m <sup>3</sup> | No  | 事業体名      | 区分  | 基本水量  | 20m <sup>3</sup> |
|----|-----------|-----|------|------------------|-----|-----------|-----|-------|------------------|
| 1  | 二戸市       | 用途別 | 5    | 2,667            | 1   | 岩手町       | 用途別 | 8     | 5,174            |
|    | 西和賀町(改定後) | 口径別 | 5    | 2,607            | 2   | 軽米町       | 用途別 | 10    | 5,104            |
| 2  | 岩手町       | 用途別 | 8    | 2,534            | 3   | 二戸市       | 用途別 | 5     | 5,032            |
| 3  | 軽米町       | 用途別 | 10   | 2,464            | 4   | 一関市       | 口径別 | 0     | 5,017            |
| 4  | 陸前高田市     | 用途別 | 5    | 2,420            |     | 西和賀町(改定後) | 口径別 | 5     | 4,917            |
| 5  | 遠野市       | 口径別 | 0    | 2,400            | 5   | 平泉町       | 用途別 | 10    | 4,884            |
| 6  | 一関市       | 口径別 | 0    | 2,377            | 6   | 遠野市       | 口径別 | 0     | 4,600            |
| 7  | 平泉町       | 用途別 | 10   | 2,233            | 7   | 洋野町       | 口径別 | 10    | 4,510            |
| 8  | 奥州市       | 口径別 | 0    | 2,200            | 8   | 奥州市       | 口径別 | 0     | 4,400            |
| 9  | 洋野町       | 口径別 | 10   | 2,090            | 9   | 一戸町       | 用途別 | 10    | 4,279            |
| 10 | 岩手中部企業団   | 口径別 | 0    | 2,090            | 10  | 大船渡市      | 口径別 | 0     | 4,180            |
| 11 | 一戸町       | 用途別 | 10   | 2,079            | 11  | 久慈市       | 口径別 | 10    | 4,175            |
| 12 | 磐石町       | 口径別 | 6    | 2,062            | 12  | 陸前高田市     | 用途別 | 5     | 4,070            |
| 13 | 大船渡市      | 口径別 | 0    | 1,980            | 13  | 磐石町       | 口径別 | 6     | 4,042            |
| 14 | 九戸村       | 用途別 | 10   | 1,970            | 14  | 九戸村       | 用途別 | 10    | 4,020            |
| 15 | 岩泉町       | 用途別 | 10   | 1,950            | 15  | 岩手中部企業団   | 口径別 | 0     | 4,015            |
| 16 | 矢巾市       | 口径別 | 0    | 1,903            | 16  | 佳田町       | 口径別 | 10    | 3,960            |
| 17 | 滝沢市       | 口径別 | 5    | 1,858            | 17  | 岩泉町       | 用途別 | 10    | 3,930            |
| 18 | 普代村       | 用途別 | 10   | 1,840            | 18  | 田野畑村      | 用途別 | 10    | 3,784            |
| 19 | 久慈市       | 口径別 | 10   | 1,815            | 19  | 矢巾市       | 口径別 | 0     | 3,718            |
| 20 | 田野畑村      | 用途別 | 10   | 1,804            | 20  | 普代村       | 用途別 | 10    | 3,540            |
| 21 | 佳田町       | 口径別 | 10   | 1,760            | 21  | 大槌町       | 用途別 | 10    | 3,476            |
| 22 | 葛巻町       | 用途別 | 10   | 1,760            | 22  | 葛巻町       | 用途別 | 10    | 3,432            |
| 23 | 大槌町       | 用途別 | 10   | 1,716            | 23  | 滝沢市       | 口径別 | 5     | 3,398            |
| 24 | 西和賀町(現在)  | 用途別 | 10   | 1,705            | 24  | 山田町       | 用途別 | 10    | 3,388            |
| 25 | 盛岡市       | 口径別 | 0    | 1,650            | 25  | 八幡平市      | 口径別 | 10    | 3,377            |
| 26 | 八幡平市      | 口径別 | 10   | 1,617            | 26  | 西和賀町(現在)  | 用途別 | 10    | 3,245            |
| 27 | 山田町       | 用途別 | 10   | 1,573            | 27  | 釜石市       | 口径別 | 10    | 3,080            |
| 28 | 野田村       | 用途別 | 10   | 1,485            | 28  | 盛岡市       | 口径別 | 0     | 2,890            |
| 29 | 釜石市       | 口径別 | 10   | 1,320            | 29  | 野田村       | 用途別 | 10    | 2,860            |
| 30 | 金ヶ崎町      | 用途別 | 10   | 1,298            | 30  | 宮古市       | 口径別 | 10    | 2,717            |
| 31 | 宮古市       | 口径別 | 10   | 1,067            | 31  | 金ヶ崎町      | 用途別 | 10    | 2,563            |
|    | 平均値       |     |      | 1,947            | 平均値 |           |     | 3,931 |                  |

17

## 5. 疑問に対する回答

冒頭に挙げた3点の疑問の回答は・・・

### ●なぜ、水道事業はこのような赤字決算なのか？

水道事業は地方公営企業として本町でも取り組んでいるが、

- ①人口減による有収水量の減少
  - ②作った水の4割が収益に結びついていない経営効率の悪さ（地中での漏水）
  - ③給水に係る費用を収益（水道料金）で賄えていない
- これらの状況により、**収入額が支出額を上回ることが出来ず、累積赤字額が増加し続けているため**

### ●給水収益（水道料金）以外の収入はどうなっているのか？

主なものでは一般会計繰入金があるが、国の基準に沿った繰入額（基準内繰入金）の範囲内であることが望ましいとされている

**また、町も財政難のため、一般会計から無尽蔵に繰出金を出すことは不可能**

### ●令和2年度以降は赤字額があまり増えてないが、経営状況が良くなっているのか？

令和3年度から、収益的収支における**国の基準に沿った一般会計繰入金（高料金対策）の増による赤字額の減少が要因**のため、経営状況が好転しているわけではない  
その高料金対策も年々減少していく見通しであることから、早急な経営改善が求められる

18

## 6. ぜひご検討いただきたいポイントはこれ！

今回の水道料金改定により、皆様の負担が増加することから・・・

### ポイント① 漏水修繕のすゝめ

水道料金が高額になる原因の1つとして、**水道管の漏水**が挙げられる  
水道メーターより建物側は所有者の管理下となるので、水道の検針票を定期的にご覧になり、いつもよりも多いと感じた時は水道メーターを確認する等の対策を講じること  
本町の検針員が降雪期以外に検針で回った際にも、**漏水の疑いがある時には検針票と一緒に『漏水の疑いがあります』と書かれた封筒を置いていくので、参考にしていただきたい**

### ポイント② 口径見直しのすゝめ

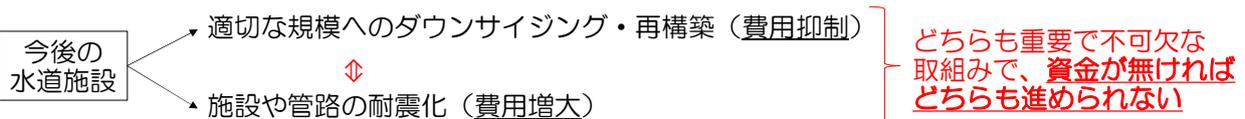
今後は使用用途ではなく口径毎に基本料金が設定されることから、『以前まで事業をやっており大口径での水道を使用していたが辞めた今もそのままにしている』等、**生活環境が大きく変化している場合は口径見直しを検討する余地があるが、ある一定水量が無いと自宅の家電や給湯器等が破損する可能性もあることから、町の指定給水装置工事業者に相談していただきたい**

### ポイント③ 生活見直し（節水）のすゝめ

現在はトイレや洗濯機等の節水家電の普及もあり種類も豊富なので、**買い替えの際には町内の家電取扱店や町外の量販店等に相談していただきたい**

19

## 7. 最後に…



今回の料金改定⇒上記の取組みを進めるためには必要不可欠  
また、**7億円の累積赤字額を解消できるものではないが、西和賀の未来へ負債を先送りせず、出来ることの第一歩を今踏み出す**

この取組みは  
今回で終わりではありません

4年に一度  
見直し！！

☆『豊かな水を未来へ』とつなぎ、持続可能な水道事業を目指すため皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします

20